

株式会社商工組合中央金庫及び 阿南信用金庫が実施する 丸井産業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫及び阿南信用金庫が実施する丸井産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 9 月 30 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

丸井産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫、阿南信用金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）及び阿南信用金庫が丸井産業株式会社（「丸井産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。また、本ファイナンスは、商工中金がサステナブルファイナンスにおける地域金融機関との連携（ノウハウ共有・協調案件創出等）の一環で、業務提携を締結した地域金融機関である阿南信用金庫が、評価対象企業に対して PIF として実施することのできるスキームを活用したものである。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金、阿南信用金庫及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、丸井産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、丸井産業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェ

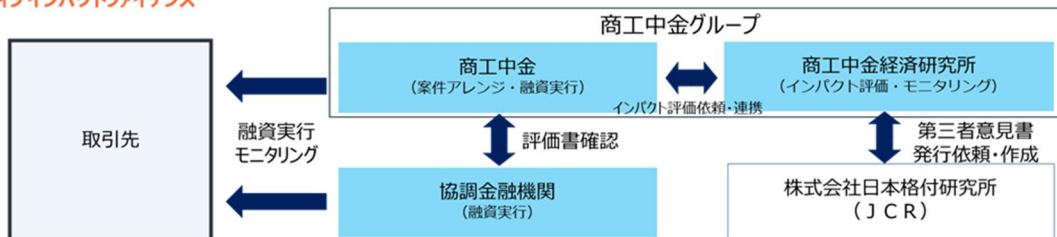
¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

クト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

ポジティブインパクトファイナンス



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金、阿南信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である丸井産業から貸付人である商工中金、阿南信用金庫及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

神田 美咲

神田 美咲

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）及び阿南信用金庫（以下、阿南信金）が丸井産業株式会社（以下、丸井産業）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、丸井産業の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（*1）に対するファイナンスに適用しています。

（*1）中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	丸井産業株式会社
借入金額	180,000,000 円 (商工中金 100,000,000 円、阿南信金 80,000,000 円)
資金使途	第二工場新築建替資金
モニタリング期間	14 年
モニタリング実施時期	毎年 2 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	徳島県阿南市那賀川町手島榎瀬 42
設立	1961 年 7 月 27 日
資本金	20,000,000 円
従業員数	47 名 (2026 年 6 月現在)
事業内容	産業用機械製造 (リチウムイオン電池製造装置、特に注液装置)、 各種電子部品製造、医療機器製造
主要取引先	大手電池メーカー、医療機器メーカー

【業務内容】

丸井産業は、徳島県阿南市に本社を置く、創業 65 年の精密機械メーカーである。リチウムイオン電池製造設備をはじめとする各種製造装置の開発、設計・製作を行い、顧客の生産活動を支援する。

● 事業の特徴

①リチウムイオン電池装置に特化した事業基盤

リチウムイオン電池製造装置を中核事業とし、特に注液装置において強みを有する。電池製造工程の中でも同工程は安全性・精度の両面で高度な技術が求められ、消防法対応等の規制も厳しいことから参入障壁が高い領域である。丸井産業はこの分野で 20 年以上の実績を有し、蓄積されたノウハウを背景に差別化された技術力と安定した受注基盤を確立している。

②顧客密着型の一品一様の装置開発体制

電池メーカーや研究機関の要請に基づき、用途・目的等を詳細にヒアリングし、個別最適な装置を構想する「一品一様」の開発を行う。構想段階から顧客と共同で仕様を具体化し、構造図・仕様書・見積書を作成する。機械設計と電気設計を社内一体で実施することで、顧客ニーズに即した柔軟かつ高精度な設計対応を実現している。

③設計主導型の調達・生産による効率性確保

設計確定後に必要部材を調達する方式を採用しており、在庫保有を抑制することで資金効率の向上とリスク低減を図っている。また、入荷時の数量・規格確認等検品管理を徹底し、工程初期段階から品質確保に取り組んでいる。設計起点の生産体制により、案件ごとの最適調達と合理的な生産運営を実現している。

④据付・立上げ支援及び機密対応力

完成装置は顧客の製造ラインに組み込まれるため、据付後の立上げ及び安定稼働までを支援する体制を有する。また、自動車・電池分野特有の高い機密保持要請に対応するため、工場内にパーティションで区分した専用作業・打合せスペースを複数備え、案件ごとの情報管理を徹底している。これにより複数案件を同時円滑に進めることが可能である。

- 主要製品



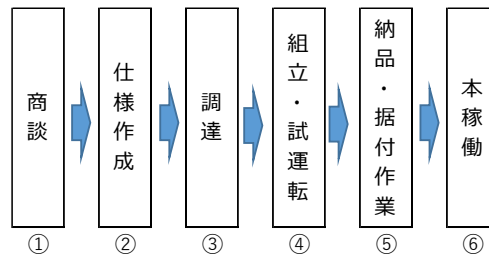
(写真①) 注液装置



(写真②) 電池部品製造装置

(写真①、②は丸井産業提供)

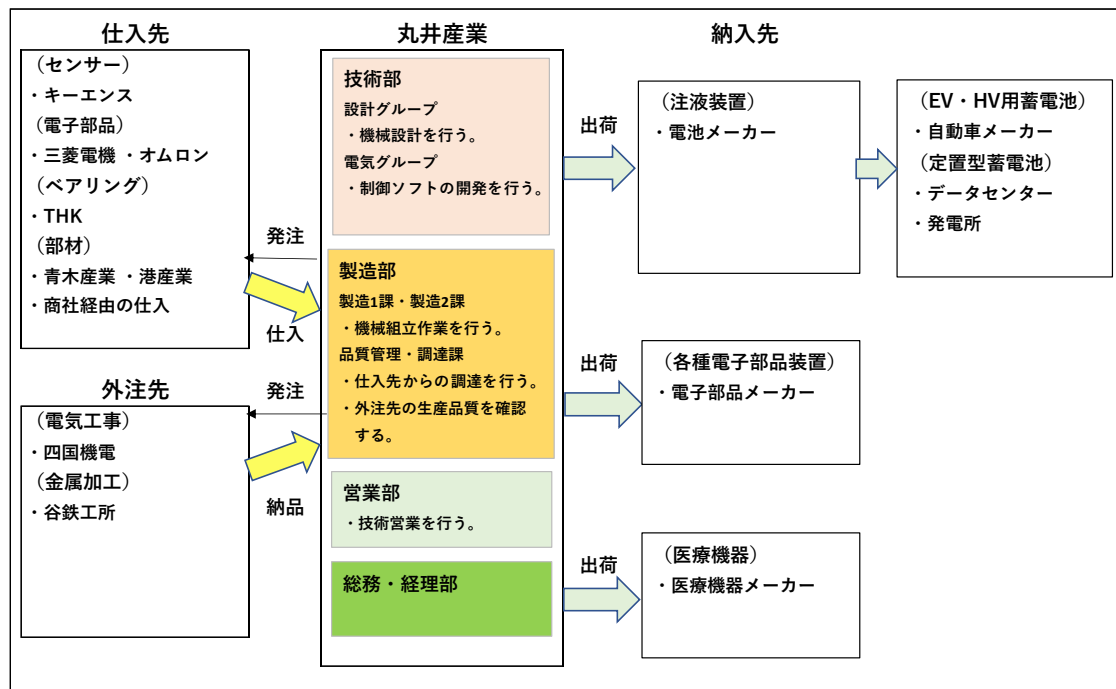
● 業務フロー



	業務フロー	作業内容	作業風景
①	商談	・顧客の要望をヒアリング ・スペックをまとめ設計に伝える ・設計前の打ち合わせ 大手企業の開発チームや開発部からのオファーを受け、内容をヒアリングする。何を作ろうとしているのか、そのためにどんな機械が必要かを具体的に聞きだし、機械設計に伝える。	
②	仕様作成	・プラン設計 ・設計図をもとにした打ち合わせ ・機械設計、電気設計 ・プログラミング 顧客の要望をもとに構想図をつくり、見積書と仕様書を提出し、その後内容を決定する。電気設計、プログラミング開発を行い機械の動作を確認する。	
③	調達	・部材の発注 ・納期確認 ・部材の数量・規格チェック 設計図が完成後、部品リストを完成し部品の調達を行う。部品入荷後、素材、サイズや数量など丁寧な検品を行い、品質向上につなげる。	
④	組立・試運転	・組立業務 ・設計とのすり合わせ 部品が揃い次第、設計書どおりに組立作業を行う。気づきがあれば機械設計にフィードバックし、調整を行い、試運転をする。	
⑤	納品・据付作業	・据付業務 顧客のもとへ納品・据付をして運転をする。問題なく稼働するまで確認作業を行う。	
⑥	本稼働	顧客と一緒に作りあげた機械が稼働し、顧客のもとで新しいものづくりがスタートする。	

(図表①、写真③) 業務フロー (商工中金経済研究所が丸井産業 Web サイトを基に作成)

● 商流図



(図表②) 商流図 (商工中金経済研究所がヒアリングに基づき作成)

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社・工場	徳島県阿南市那賀川 町手島榎瀬 42	・本社機能 ・第一工場 ・第二工場 各種電池及びリチウムイオン電池の生産 設備を製造する。
(関連会社)		
マルイテック株式会社	徳島県阿南市那賀川 町手島榎瀬 42	産業用機械製造業



(写真④) 本社・第一工場



(写真⑤) 第二工場

(写真④、⑤は丸井産業提供)

【沿革】

1961 年 7 月	(有)丸井商店を設立する。
1995 年 9 月	丸井産業(有)へ商号変更する。 坪井正一氏が代表取締役社長に就任する。
2004 年 12 月	精密機械製造を開始する。
2005 年 1 月	各種電池製造装置事業を立ち上げる。
2005 年 11 月	リチウムイオン電池関連設備の製造を開始する。
2010 年 10 月	有限会社から株式会社へ移行する。
2014 年 6 月	本社工場（第一工場）が竣工する。
2016 年 10 月	坪井正一氏が代表取締役会長、住友達也氏が代表取締役社長に就任する。
2024 年 9 月	経済産業大臣より蓄電池供給確保計画の認定を受ける。
2026 年 5 月	第二工場が竣工する。
2026 年 6 月	第二工場が本格稼働する。

2.2 業界動向

■ 日本の蓄電池産業の戦略について

● 蓄電池の重要性

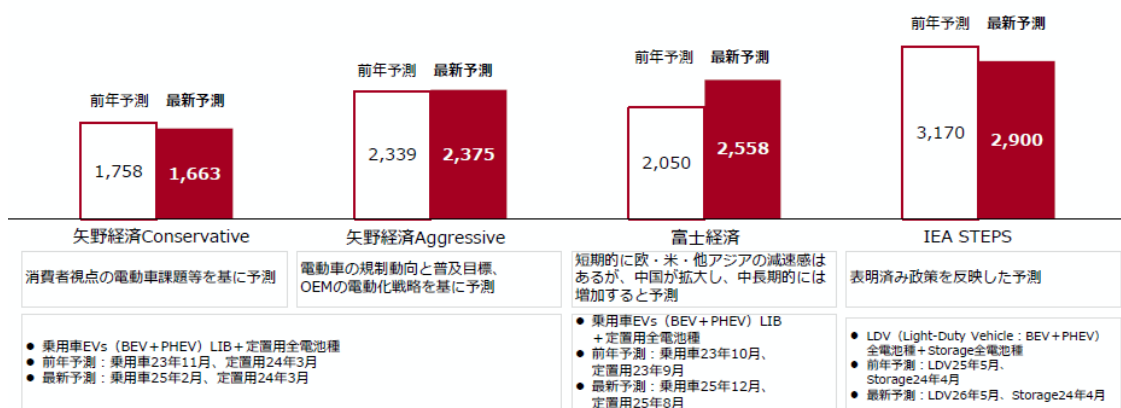
蓄電池は脱炭素社会の実現に加え、電力・デジタルインフラを支える基盤として、その戦略的重要性を一段と高めている。従来の EV 用途や再生可能エネルギーの需給調整に加え、近年では AI データセンター、医療、防災分野等、高度な電気制御を必要とする領域での需要が拡大している点が特徴的である。これにより、蓄電池は単なる「電池」から、PCS（電力変換）や EMS（エネルギー管理）を含む「電源システム」としての位置付けへと進化している。

また、エネルギー密度（容量）だけでなく、パワー密度（出力）、安全性、信頼性、サプライチェーンの安定性等、多面的な競争力が求められるようになった。こうした背景から、蓄電池は産業の競争力のみならず、経済安全保障や社会レジリエンスにも直結する「不可欠性の高い戦略物資」として認識されている。

● 蓄電池市場の拡大

蓄電池市場は中長期的に拡大が見込まれるが、2026 年時点ではその構造に変化が生じている。リチウムイオン電池（LIB）の世界市場は 2025 年の 23 兆円から 2035 年に 46 兆円（約 2 倍）、2040 年に 55 兆円（約 2.4 倍）に拡大する見通しである一方、中国の過剰供給や米国の EV 政策見直し等により、需給見通しには不確実性も生じている。2030 年時点の需要予測も 1,600～2,900GWh と幅が大きく、見通しが難しくなっている。また、2025 年には米国の関税引上げや EV 購入支援策の見直しを背景に、北米を中心として車載用電池需要が一時的に減速した。しかし、世界全体では EV の普及継続に加え、定置用蓄電池やデータセンター向け電力インフラ需要の拡大が見込まれており、中長期的には需要回復と市場拡大が続くとみられる。

<世界全体の車載用（乗用車のPHEV+BEV）及び定置用の2030年電池需要の各機関見込み（GWh）>



(出典) 富士経済 (2023, 2025)、矢野経済 (2023, 2024, 2025)、IEA (2025, 2026) に基づきARTHUR.D.LITTLE作成

(図表③) 世界全体の車載用及び定置用の 2030 年の電池需要の各機関見込み(GWh)

(出所:経済産業省 2026 年 6 月 2 日蓄電池産業戦略推進会議参考資料)

需要面では、従来の EV 中心から用途の多様化が進展している点が重要である。AI データセンター、ロボット、産業機械等、高出力・高信頼性を求める分野が新たな成長ドライバーとして台頭している。また、定置用蓄電池も再エネ導入拡大に伴い成長が続く。

さらに、価格競争一辺倒からの転換も進んでいる。安全性・信頼性・保守性・供給安定性を含めた総合的価値が重視される市場へと移行しており、単なる「低コスト製品」ではなく「長期運用可能な電源インフラ」としての評価軸が強まっている。この点は、日本企業の競争戦略にも大きな影響を与える変化である。

- これまでの政策に対する反省

日本の蓄電池政策は、従来、全固体電池等の次世代技術への集中投資を特徴としていたが、その結果、液系リチウムイオン電池の量産競争で中国・韓国に後れを取ったという反省がある。この構図自体は従来から指摘されていたが、最新戦略ではさらに踏み込み、政策・市場の変化への対応の遅れが強く意識されている。具体的には、世界的な投資競争の激化、サプライチェーンリスクの顕在化、中国の過剰供給構造等、外部環境が大きく変化したにもかかわらず、日本の政策は必ずしも柔軟に対応しきれなかった。また、EV 市場前提の需要見通しに依存しすぎた点も反省材料となっている。

さらに、国内市場志向や電池単体の競争に偏った視点も課題であった。今後は「電源システム全体での競争」「グローバル市場での価値創出」を前提とした産業戦略への転換が求められている。このように、単なる技術戦略の見直しにとどまらず、産業構造・政策思想の転換が必要であるとの認識が明確になっている。

- 今後の方向性

今後の日本の蓄電池戦略は、「製造基盤」「市場獲得」「次世代技術」の三位一体での再構築を軸としている。

第一に、国内製造基盤の強化である。2030 年から 2030 年代半ばにかけて、蓄電池・材料・製造装置を含めた 150GWh/年の国内生産体制の確立を目標とし、既に 100GWh 超の基盤が見込まれる等進展が確認されている。

第二に、グローバル市場でのプレゼンス強化である。日本企業の蓄電池関連売上を 2025 年から 2035 年にかけて 3 倍（約 5 兆円規模）へ拡大する目標が掲げられ、EV に加えデータセンターやインフラ用途等成長分野への展開が重視される。

第三に、次世代電池の実用化である。全固体電池の 2030 年頃本格実用化を目指し、引き続き技術優位の確保を図る。

加えて、最新戦略では従来にない要素として、以下が強調されている。

- ・上流資源確保とサプライチェーン強靱化
- ・バッテリーパスポートやカーボンフットプリント対応等国际ルール整備
- ・リユース・リサイクルを含む「蓄電池エコシステム」の構築

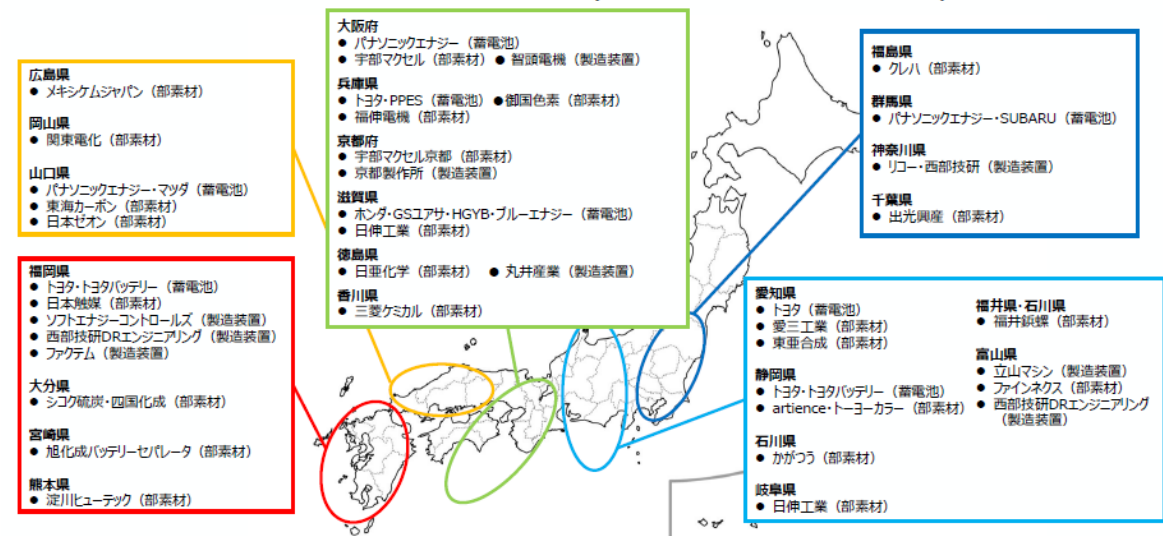
・人材・データ・標準化を含めた産業基盤の総合強化

これらは、単に電池製造能力の拡大を目指すのではなく、「電源システムとしての総合ソリューション産業」への転換を意味する。すなわち、日本の蓄電池戦略は、短期的な量産競争力回復と中長期的な高付加価値市場の獲得を両立し、経済安全保障と産業競争力の双方を確保する方向へと進化している。

● 蓄電池の国内製造基盤拡充への政府支援策

蓄電池の国内製造基盤の拡充に向けては、「経済安全保障推進法」及び「蓄電池に係る安定供給確保取組方針」に基づき、蓄電池本体に加え、部素材や製造装置に至るまで一体的な設備投資及び技術開発支援措置が講じられている。計画認定スキームでの認定件数は蓄電池 7 件、部素材 27 件、製造装置 8 件の計 42 件に達し、総事業規模は約 1 兆 8,819 億円と巨額に上る等、サプライチェーンの強靱化が着実に進展しつつある。こうした中、丸井産業の第二工場新設投資は、本認定制度に基づく投資事例の一つとして認定を受けている。丸井産業の電池製造設備への技術提供を通じた産業支援機能の発揮が期待される。

＜蓄電池・部素材・製造装置の国内の主な投資事例（経済安全保障推進法に基づく認定案件）＞



（図表④）蓄電池・部素材・製造装置の国内の主な投資事例（経済安全保障推進法に基づく認定要件）

（出所：経済産業省 2026 年 6 月 2 日蓄電池産業戦略推進会議参考資料）

2.3 企業理念等

企業理念
社員の幸福と社会の発展に貢献する
経営方針
単なる設備メーカーの範疇に留まらず、取引先の商品企画／ 開発部門と密に連携しながら開発と製造を行う。
MESSAGE
少数精鋭で徳島から世界へ羽ばたく 当社は、少数精鋭の技術力と創造力を基盤に、研究開発の初期段階から顧客と協働し、最適な製造設備をオーダーメイドで創出することを使命としています。単なる装置提供にとどまらず、蓄積した知見を活かした提案力により、信頼される技術パートナーとして価値創造を支援します。徳島に根ざしながら世界市場を見据え、電池産業をはじめとする成長分野で持続的な技術革新と社会発展に貢献し続けます。

2.4 事業活動

丸井産業は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面・社会面・社会経済面】

■ 事業伸長の取り組み

● 車載用蓄電池事業伸長の取り組み

丸井産業は、EV の普及拡大やカーボンニュートラルの実現に向けた世界的な動きを背景に、車載用蓄電池製造装置事業の強化に取り組んでいる。蓄電池は再生可能エネルギーの有効活用や電動車の普及を支える重要なインフラであり、丸井産業が提供する製造装置は、蓄電池の安定供給を支えることで、エネルギー利用の高度化やエネルギー転換の推進に貢献するものである。また、日本政府は 2022 年に「蓄電池産業戦略」を策定し、蓄電池を国家戦略上重要な産業として位置付けるとともに、「経済安全保障推進法」に基づく特定重要物資に指定している。丸井産業は、経済産業省の「蓄電池認定供給確保計画」の認定事業者（認定番号 2024 蓄電池第 12 号-1）として、国内蓄電池サプライチェーンの強靱化及び安定供給体制の構築に資する役割を担っている。

事業運営面では、本社工場（第一工場）において設計から組立、試運転までを一貫して対応する生産体制を構築し、大手電池メーカーを中心とした需要に応じてきた。一方で、今後の市場拡大を見据え、生産能力の向上を目的として隣接地に第二工場を建設し、2026 年 5 月に竣工、同年 6 月より本格稼働を開始した。これにより生産能力の増強及び納期対応力の向上を図るとともに、新たな雇用機会の創出や高度技能人材の育成を通じて地域経済の活性化に貢献していく方針である。また、生産能力の拡大に伴う取引機会の増加は、地域の中小企業・小規模事業者を中心とした協力会社を含むサプライチェーン全体の持続的な発展にも寄与することが期待される。

丸井産業は、2039 年 9 月期までに車載用蓄電池製造装置事業売上拡大と従業員数の増加を目標として掲げている。世界的に蓄電池市場の拡大が見込まれるなか、車載用蓄電池製造装置の供給を通じて蓄電池製造工程の高度化及び生産効率向上を支援し、温室効果ガス排出量削減及びエネルギー転換の推進を通じて脱炭素社会の実現に貢献する。

【自然環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

● 省エネルギーの取り組み

① 電力使用量の削減

年間電力使用量は、2024 年 9 月期 257,638kWh に対し、2025 年 9 月期 194,167kWh（▲25%）、売上高百万円あたりでは、2024 年 9 月期 132.4 kWh、2025 年 9 月期 335.3kWh（+269.7kWh）であった。なお、2025 年 9 月期の原単位使用量増加については、第二工場建替工事に伴い、生産ラインの一部及び空調設備の稼働を一時停止したことによ

り使用量が減少したものの、米国の関税引上げや EV 購入支援策の見直しを背景に北米を中心とした車載用電池需要が一時的に減速した影響を受け、売上が大きく落ち込んだ影響を含むためである。平常時の使用実績としては 2024 年 9 月期の水準が参考値である。丸井産業の主要事業は蓄電池関連機器等の組立を中心としており、製造工程における電力消費は比較的限定的である一方、工場及び事務所における空調設備の稼働が電力使用量の大きな割合を占めている。このため、丸井産業では省エネルギー推進の一環として、全拠点における照明設備の LED 化を完了している。今後は、空調設備の更新時に高効率機種への切替を計画的に進めることで、継続的な電力使用量の削減を図る。また、第二工場への自家消費型太陽光発電設備の導入を予定しており、再生可能エネルギーの活用を通じて購入電力の削減及び温室効果ガス排出量の低減を推進する方針である。これらの取り組みにより、事業活動に伴う環境負荷の軽減と持続可能な事業運営の実現を目指していく。

②ガソリン使用量の削減

社用車における 2025 年 9 月期のガソリン使用量は 3,849L であり、事業活動全体のエネルギー消費量に占める割合は限定的である。一方で、丸井産業は環境負荷低減に向けた継続的な改善を重要課題と位置付けており、社用車の効率的な運用に取り組んでいる。今後は、営業活動における移動ルートの最適化、車両運行管理の高度化及びエコドライブの推進等を通じて、燃料使用の効率化を一層進める。さらに、中長期的には車両更新のタイミングに合わせて低燃費車や電動車の導入可能性についても検討し、脱炭素社会の実現に貢献していく方針である。

● CO2 排出量削減の取り組み

気候変動への対応を重要な経営課題の一つと認識し、上述の省エネルギーの取り組みにより脱炭素経営をより実効性のあるものとするため、2027 年 3 月までに Scope1 及び Scope2 に係る CO2 排出量の把握・算定を実施する方針である。その上で、排出実績を踏まえた中長期的な削減目標を設定し、定期的なモニタリングと継続的な改善活動を通じて排出量削減に取り組むことで、事業活動に伴う環境負荷の低減と企業価値の向上の両立を目指していく。

● 排出ガスへの対応

主要工程は機械組立であり、製造工程に起因する排出ガスはほとんど発生していない。一方で、営業活動及び物流業務において、乗用車 4 台、トラック・バン 3 台、フォークリフト 1 台の計 8 台を社用車として利用している。全車両について、排出ガス規制に適合した車両を採用し、NOx や PM 等の大気汚染物質の排出抑制に努めている。また、乗用車については全車 HV であり、燃料消費量及び CO2 排出量の削減に一定の成果を上げている。丸井産業は車載用蓄電池製造装置メーカーとして、物流・営業活動における脱炭素化を重要な課題と認識している。フォークリフトは更新時に EV に代替し、トラック・バンについては市場環境や運用面での制約もあるものの、車両更新時には経済合理性も踏まえながら HV や EV 等の環境対応車への切替を段階的に進め、車両由来の CO2 排出量削減を図っていく。

- 廃棄物への対応

事業活動に伴い発生する廃棄物について、適正な処理と再資源化の推進に取り組んでいる。

主な廃棄物は、鉄屑や段ボール等の包装資材である。鉄屑については、回収業者による有価物としての回収を通じて資源の有効活用を図っている。段ボール等については、許認可を有する産業廃棄物処理業者へ処理を委託し、マニフェスト制度に基づく適切な管理を実施することで、処理の適正性及びトレーサビリティを確保している。また、更新等により使用しなくなった生産機械についても、法令に則り適切に処分している。再利用可能な設備は専門業者を通じてリユースを図るとともに、廃棄が必要な設備については適正な処理業者へ委託し、環境負荷の低減と資源の有効活用に努めている。

【社会面】

■ 労働環境改善の取り組み

- 時間外労働削減の取り組み

2025 年 9 月期における従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は平均 12.7 時間となっており、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 7 年平均確報」における機械関連製造業（従業員数 30～99 人）の平均値である 11.9 時間と概ね同水準となっている。丸井産業は、従業員の健康維持・増進と働きやすい職場環境の実現が、持続的な企業成長と生産性向上の基盤であると認識している。このため、長時間労働の抑制を重要な人的資本課題の一つとして位置付け、所定時間外労働の削減に取り組んでいる。具体的には、月 1 回のノー残業デーの実施に加え、総務部門による時間外労働時間の定期的な集計・モニタリングを行い、一定の基準を超過した部署に対しては所属長へ注意喚起を実施している。また、業務の平準化や効率化を進めることで、恒常的な長時間労働の発生防止に努めている。こうした取り組みにより、時間外労働時間は業界平均と概ね同水準に管理されている。

- 有給休暇取得推進の取り組み

2025 年 9 月期における年次有給休暇取得率は 58.0%となり、厚生労働省「令和 7 年就労条件総合調査の概況」における製造業平均の 60.7%をやや下回る水準であった。休暇取得状況を見ると、若年層を中心に取得が進んでいる一方で、中高年層の一部において取得に対して慎重な傾向が見られる。丸井産業ではこうした課題を踏まえ、総務部門による取得状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、取得率の低い従業員に対する個別の働きかけや管理職を通じた取得促進を行っている。今後も計画的な休暇取得の推進や職場内の意識醸成を通じて、有給休暇を取得しやすい職場風土の形成を図り、従業員のウェルビーイング向上及び働きやすい職場環境の実現に努めていく方針である。なお、年次有給休暇については、年 5 日の取得義務をはじめとする労働関係法令を適切に遵守しており、今後もコンプライアンスの徹底と取得率向上の両立に取り組んでいく。

- 賃金アップの取り組み

従業員が「ゆとり」と「豊かさ」を実感できる働きがいのある職場づくりを目指し、継続的な処遇改善に取り組んでいる。これまでも概ね消費者物価上昇率を上回る賃上げを実施している。2024年9月期に平均3%の昇給を実施したが、米国関税政策の影響を受け一時的に減収減益となったため、2025年9月期の昇給は見送らざるを得なかった。賃金水準は地域及び同業他社と比較して競争力を有しているが、人材の確保・定着や従業員の生活水準向上を重要な経営課題と位置付けている。今後も生産性向上や業績改善の成果を適切に還元しながら、消費者物価上昇率を上回る賃上げの継続を目指し、従業員のエンゲージメント向上と持続的な成長の実現を図っていく。

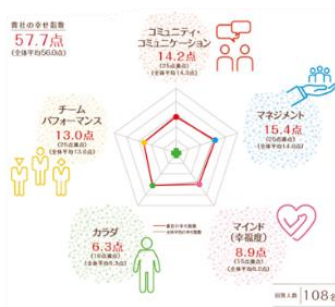
- 福利厚生充実の取り組み

健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の法定福利制度に加え、従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備に向け、福利厚生の充実に取り組んでいる。具体的には、生命保険会社の養老保険への加入、NISA 奨励金の支給、昼食費の一部補助等の独自制度を導入し、従業員の資産形成支援や生活支援を行っている。これらの制度は、雇用形態や性別等にかかわらず全ての従業員を対象としており、公平性に配慮した運用を行っている。今後も従業員の福利厚生の充実を通じて、安心して働き続けることができる職場づくりを推進していく。

- 従業員エンゲージメント向上の取り組み

従業員一人ひとりがやりがいや成長を実感しながら働くことができる職場環境の実現を目指している。その一環として、2026年9月期中に会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金グループが提供する「幸せデザインサーベイ（*2）」を実施する予定である。本サーベイを通じて、従業員の幸福度や組織へのエンゲージメントを可視化するとともに、結果を踏まえて経営陣と従業員が対話を行い、課題の共有と改善活動につなげていく。今後も、会社の持続的な成長と従業員の幸福の両立を図りながら、従業員満足度の高い、働きがいのある企業づくりを推進していく。

（*2）幸せデザインサーベイ



幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

- 安全・安心な労働環境確保の取り組み

安全で安心して働くことができる職場環境の整備を重要な経営課題の一つとして位置付け、従業員の安全確保と健康維持に継続的に取り組んでいる。安全意識の醸成に向けては、工場入口に

は、従業員の家族が描いた「お父さん、仕事がんばってね」とのメッセージ入りの絵を掲示し、安全作業の重要性を日常的に意識できる環境づくりを行っている。また、事務所及び工場棟の全館空調化やウォーターサーバーの設置等、快適かつ安全な労働環境の整備を進めることで熱中症対策を徹底しており、夏季における熱中症発生ゼロを継続している。

一方で、パレットへの接触による転倒事故等、労働基準監督署への報告対象となる労働災害が散発的に発生している（2023年9月期1件、2025年9月期1件）。これらの事案を真摯に受け止め、労働災害発生時には負傷者の救護及び必要に応じた医療機関への搬送を速やかに実施するとともに、各部署の管理者から総務・経理部へ報告を行う体制を整備している。さらに、総務・経理部が社会保険労務士と連携し、労災保険に係る手続きを適切に実施するほか、原因分析や再発防止策の検討・共有を通じて、類似災害の未然防止に努めている。

今後も安全教育の充実や職場環境の改善を継続的に推進することで、労働災害の発生抑制と安全衛生水準のさらなる向上を図り、従業員が安心して能力を発揮できる持続可能な職場づくりを進めていく方針である。



（写真⑥）工場扉に掲示された安全を祈念する絵（丸井産業提供）

■ 従業員育成の取り組み

● 人材育成の取り組み

新入社員に対しては、実務を通じたOJTを中心に、業務に必要な知識・技能の習得を支援している。また、既存社員についても、専門知識の深化や自己研鑽を促進するため、自発的に受講する研修や資格取得等に係る費用を会社が負担する等、主体的な能力開発を支援している。

- 資格取得支援の取り組み

取り扱う注液装置等の製品は大型かつ重量のある製品が多く、製造・物流工程においてフォークリフトの運転技能が重要な役割を担っている。2026 年 6 月時点におけるフォークリフト運転技能講習修了者は 5 名であるが、今後の事業拡大や生産体制の強化に対応するため、製造業務や物流業務に従事する従業員を中心に資格取得を推奨している。また、フォークリフト運転資格に限らず、業務上の専門性向上やキャリア形成に資する資格についても、従業員の自主的な取得を積極的に支援している。資格取得に係る講習受講料や受験料等の費用は会社が全額負担しており、従業員の能力開発とスキル向上を後押しすることで、人材育成の強化及び持続的な企業価値向上に取り組んでいる。

■ ダイバーシティの推進

丸井産業は性別や年齢を問わず、意欲と能力のある人材を積極的に採用する方針であり、多様性を尊重した職場環境の構築を通じて、持続可能な成長と社会的価値創出に取り組む方針である。

- 女性活躍支援の取り組み

従業員 47 名のうち女性は 4 名（2026 年 6 月時点、8.5%）であり、経理・総務、設計、製造管理、営業サポート等、多様な職種において活躍している。丸井産業は、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境の整備を重要な経営課題の一つと位置付けており、女性を含む全ての従業員が安心して働き続けられる就業環境の構築に取り組んでいる。

具体的には、育児・介護と仕事の両立を支援するため、短時間勤務制度の導入や時間単位で取得可能な有給休暇制度を整備しているほか、女性専用休憩スペースを設置し、快適で働きやすい職場環境の確保に努めている。また、女性特有の健康課題への理解促進と支援を目的として、ヘルスケア、妊娠・出産、育児休業等に関する相談や情報提供を行う女性向け健康支援サービスの導入を進めており、従業員一人ひとりがライフステージに応じて活躍できる環境づくりを推進している。こうした取り組みを通じて、多様な人材の定着と活躍を促進するとともに、従業員エンゲージメントの向上や働きがいの創出を図っている。今後は、女性が活躍できる職場環境や各種支援制度について積極的に社内外へ発信することで、女性人材の採用拡大及び定着率の向上につなげていく方針である。

なお、現時点において女性管理職は在籍していないものの、人材登用にあたっては性別や年齢にかかわらず、能力、実績及び適性を重視した公正・公平な評価を基本方針としている。今後も、マネジメント能力やリーダーシップを有する人材については、客観的な評価に基づき管理職や役員への登用を進めることで、多様な視点を経営に取り入れ、持続的な企業価値向上につながる組織基盤の強化を図っていく。

- 高齢者活躍支援の取り組み

貴重な人的資源として高齢者雇用を大切にしており、65 歳定年を迎えた従業員には要望を踏まえ、1 年更新での雇用延長に応じている。65 歳以上の高齢者は 3 名在籍している。今後の人材不足に備え、高齢者の雇用増は不可欠と認識しており、それぞれのスキルや適性に応じた職務や職場環境を整え、雇用増に努めていく。

3. 包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の特殊産業用機械製造業
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、雇用、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、雇用、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、	➤ 車載用蓄電池事業伸長の取り組み
教育	➤ 人材育成の取り組み
賃金	➤ 賃金アップの取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 時間外労働削減の取り組み ➢ 有給休暇取得推進の取り組み ➢ 従業員エンゲージメント向上の取り組み ➢ 安全・安心な労働環境確保の取り組み
社会的保護	➢ 福利厚生充実の取り組み
気候の安定性、資源強度	➢ 省エネルギーの取り組み ➢ CO2 排出量削減の取り組み
気候の安定性、大気	➢ 排出ガスへの対応
資源強度、廃棄物	➢ 廃棄物への対応

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➢ 資格取得支援の取り組み
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等	➢ 女性活躍支援の取り組み
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）年齢差別	➢ 高齢者活躍支援の取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
雇用	➢ 主要工程は設計・組立・据付であり、特定ジョブの自動化を直接促進する事業ではないことから、当該インパクトは限定的である。
賃金	➢ 賃金水準は地域の同業界並み以上であり、給与は毎月定期的かつ安定的に支給されている。
水域	➢ 事業所及び工場から発生する排水は、従業員が使用する生活排水及び雨水が中心であり、有害物質を含む排水は発生しておらず、法令及び自治体の規制を遵守しながら適切な管理を行っている。

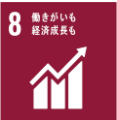
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

丸井産業は商工中金及び阿南信金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	エネルギー、雇用、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性		
取組内容（インパクト内容）	車載用蓄電池事業伸長の取り組み		
KPI	● 2039 年 9 月期までに車載用蓄電池事業の売上高を 30 億円以上とする。 (2025 年 9 月期 5.5 億円) ● 2039 年 9 月末までに従業員数を 30 名以上増加させる。 (2026 年 6 月末 47 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 車載用蓄電池製造装置の需要拡大に対応するため、第二工場の稼働により生産能力と納期対応力を強化する。また、設計から組立・試運転までの一貫生産体制を活用し、大手電池メーカーとの取引拡大を図る。併せて、高度技能人材の育成と採用を進めることで事業拡大を支え、売上増加及び従業員数増加を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	 8 働きがいも 経済成長も
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	
--	------	---------------------------	---

特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	賃金アップの取り組み		
KPI	● 毎年、従業員平均給与を消費者物価上昇率以上引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は同業界並み以上と認識しているが、毎年、消費者物価上昇率以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	有給休暇取得推進の取り組み、従業員エンゲージメント向上の取り組み、安全・安心な労働環境確保の取り組み		
KPI	● 2031 年 9 月期までに有給休暇取得率を 70%以上とする。（2025 年 9 月期 58%） 以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 ● 2026 年 9 月末までに「幸せデザインサーベイ」を実施し、その数値改善のための施策を決定する。以降幸せデザインサーベイを隔年実施し、数値を改善させる。 ● 労働災害ゼロを達成し、継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 2025 年 9 月期は、有給休暇取得率が業界平均をやや下回る水準であった。総務部による定期モニタリングや個別働きかけ、管理職を通じて取得を促進する。 ➢ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、エンゲージメントや幸福度を可視化する。その結果を経営陣と従業員が対話の上、働きがいのあ		

	る企業を目指す。 ➤ 掲示物等による意識啓発や空調設備・給水体制の整備による熱中症対策を継続するとともに、労災発生時の原因分析と再発防止策の策定・共有を実施し、安全衛生水準の向上を図り、労働災害ゼロの達成と維持を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	省エネルギーの取り組み、CO2 排出量削減の取り組み		
KPI	● 2031 年 9 月期の売上百万円あたりの電力使用量を 2024 年 9 月期比 5%以上減少させる。 (2024 年 9 月期 132.4 kWh/百万円) ● 2027 年 3 月末までに自社で発生する CO2 排出量を可視化の上、削減目標を設定し、削減に向けて取り組む。 上記いずれも以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 今後、空調設備の高効率化や第二工場への自家消費型太陽光発電設備の導入を進め、電力使用量と CO2 排出量の削減を図っていく。 ➤ 2027 年 3 月までに Scope1・Scope2 の CO2 排出量を把握・算定する。算定結果を基に中長期的な削減目標を設定し、省エネルギー施策や再生可能エネルギーの活用を推進していく。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

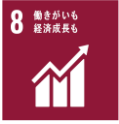
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	13 気候変動に 関係する目標を 実現する
--	------	---	-----------------------------

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容（インパクト内容）	資格取得支援の取り組み		
KPI	2031年9月末までにフォークリフト運転技能講習修了者を10名以上とする。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 (2026年6月5名)		
KPI 達成に向けた取り組み	製造・物流現場における安全性と生産性の向上を目的に、フォークリフト運転資格の取得を推進している。資格取得に必要な講習受講料や受験料は会社が全額負担し、従業員の主体的な能力開発を支援している。また、業務に関連する各種専門資格の取得も奨励することで、人材育成の強化と技術力向上を図り、持続的な企業価値向上と事業成長につなげていく。		
貢献するSDGsターゲット	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	4 質の高い教育を みんなに
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	8 働きがいも 経済成長も

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等		
取組内容（インパクト内容）	女性活躍支援の取り組み		
KPI	2031年9月末までに女性従業員を10名以上とする。 (2026年6月4名) 2031年9月末までに女性管理職を2名以上とする。 (2026年6月0名) 上記いずれも以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。		

KPI 達成に向けた取り組み	➤ 女性活躍の推進に向け、採用広報の強化により女性人材の確保を進めるとともに、能力・実績に基づく公正な評価と登用を徹底する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別		
取組内容 (インパクト内容)	高齢者活躍支援の取り組み		
KPI	● 2031 年 9 月末までに 65 歳以上の雇用者数を 5 名以上とする。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 (2026 年 6 月 3 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 定年後も希望に応じた再雇用を実施するとともに、経験や技能に応じた職務配置と働きやすい環境整備を進めることで、高齢者の雇用拡大と安定的な人材確保を両立する取り組みを推進する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	時間外労働削減の取り組み	ノー残業デーや時間外労働の定期的なモニタリング等により既に適切に管理され、業界平均と同程度まで十分に抑制されている。
社会的保護	福利厚生充実の取り組み	法定福利に加え独自の福利厚生制度が整備さ

		れ、全従業員を対象に公平に運用されており、既に社会的保護の観点で十分な水準が確保されている。また、非正規雇用者も存在しない。
大気	排出ガスへの対応	製造工程に起因する排出ガス発生は限定的であり、営業・物流における排出ガスについては、環境規制適合車の導入や HV 化等により既に十分な抑制が図られている。
廃棄物	廃棄物への対応	法令に基づく適正処理やリサイクル体制が既に確立され、廃棄物は適切に分別回収・管理されており、今後もこの取り組みの継続が見込まれる。

5. サステナビリティ管理体制

丸井産業では、本ファイナンスに取り組むにあたり、住友社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、住友社長を最高責任者、住友執行役員をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	住友 達也
(プロジェクト・リーダー)	業務統括執行役員	住友 武三

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、丸井産業と商工中金及び阿南信金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金及び阿南信金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、丸井産業と協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。丸井産業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金及び阿南信金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190